

専決処分の承認を求めることについて

令和4年度大磯町一般会計補正予算（第4号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年10月28日提出

大磯町長 中 崎 久 雄

専 決 処 分 書

令和4年度大磯町一般会計補正予算（第4号）を別紙のとおり専決処分する。

令和4年10月13日

大磯町長 中 崎 久 雄

理 由

大磯町議会議員の辞職に伴い、大磯町議会議員補欠選挙（令和4年11月22日告示、令和4年11月27日投・開票）の実施に向けた準備を早急に行う必要があるが、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

(別紙)

令和4年度大磯町一般会計補正予算（第4号）

令和4年度大磯町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,129千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,379,004千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
19 繰入金	
	2 基金繰入金
歳入	合計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
634,631	7,129	641,760
577,410	7,129	584,539
11,371,875	7,129	11,379,004

歳 出

款	項
2 総務費	
	4 選挙費
歳出	合計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
2,464,724	7,129	2,471,853
62,460	7,129	69,589
11,371,875	7,129	11,379,004